

御注意

「30」から「32」までの各欄には、当期末における資本の金額若しくは出資金額が一億円以下の法人若しくは資本若しくは出資を有しない法人(相互会社を除きます。)又は人格のない社団等について記載します。

平成 年 月 日 税務署長殿		所管 業種目	概要書 要否 別表等	白色申告 一連番号	整理番号 事業年度(至) 売上金額 申告年月日 申告区分 庁指定 局指定 指導等 区分 通信日付印 確認印 省略 年 月 日
納税地 フリガナ 法人名 フリガナ 代表者 自署押印 代表者 住所	電話( ) - ①	事業種目 期末現在の資本の 金額又は出資金額	同非区分 同族会社 非同族の 同族会社 非同族会社 経理責任者 自署押印 旧納税地及び 旧法人名等	税務署 処 理 欄	年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日
平成 年 月 日		事業年度分の 申告書 ( 中間申告の場合 平成 年 月 日 ) ( の計算期間 平成 年 月 日 )		別表等要否 <input type="radio"/> 否 <input type="radio"/> 要	税理士法第30条 の書面提出有 <input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 税理士法第33条 の2の書面提出有 <input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無

所得金額又は欠損金額 (別表四「38の」)	十億	百万	千	円	この申告による 還付金額	所得税額等の還付金額 (46)	十億	百万	千	円
1					16					
法人税額 (36)又は(37)	2				17					
法人税額の特別控除額 (別表六「11」+別表六「17」+別表六「18」+別表六「19」+別表六「20」+別表六「21」+別表六「22」+別表六「23」+別表六「24」+別表六「25」+別表六「26」+別表六「27」+別表六「28」+別表六「29」)	3				18	外				
差引法人税額 (2)-(3)	4				19	外				
リース特別控除取戻税額 (別表六「11」+別表六「14」+別表六「15」+別表六「16」+別表六「17」+別表六「18」+別表六「19」+別表六「20」+別表六「21」+別表六「22」+別表六「23」+別表六「24」+別表六「25」+別表六「26」+別表六「27」+別表六「28」+別表六「29」)	5				20					
課税土地譲渡利益金額 (別表三「2」+別表三「3」+別表三「4」)	6		0	0	21					
同上に対する税額 (38)+(39)+(40)+(41)	7				22					
課税留保金額 (別表三「1」+「2」)	8		0	0	23					
同上に対する税額 (別表三「1」+「2」)	9				24	外				
法人税額計 (4)+(5)+(7)+(9)	10			0	25	外				0
仮装経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除法人税額	11				26					
控除税額 (10)-(11)のうちの少ない金額	12				27					
差引所得に対する法人税額 (10)-(11)-(12)	13			0	28					
中間申告分の法人税額	14			0	29					
差引確定 中間申告の場合はその 法人税額とし、マイナス の場合は、(17)へ記入 (13)-(14)	15			0	30					
法人税額 中小法人 の場合 の計算 所得金額(1) (30)+(31)	30			0	31					
所得金額(1) (30)+(31)	31			0	32					
所得金額(1) (30)+(31)	32			0	33					
土地譲渡税額 (別表三「2」+「3」)	38			0	34					
同上 (別表三「2」+「3」)	39			0	35					
控除税額 所得税の額等 (別表六「1」+別表六「2」+別表六「3」+別表六「4」+別表六「5」+別表六「6」+別表六「7」+別表六「8」+別表六「9」+別表六「10」+別表六「11」+別表六「12」+別表六「13」+別表六「14」+別表六「15」+別表六「16」+別表六「17」+別表六「18」+別表六「19」+別表六「20」+別表六「21」+別表六「22」+別表六「23」+別表六「24」+別表六「25」+別表六「26」+別表六「27」+別表六「28」+別表六「29」)	42				36					
外国税額 (別表六「2」+「3」)	43				37					
計 (42)+(43)	44				38					
控除した金額 (12)	45				39					
控除しきれなかった金額 (44)-(45)	46				40					0
中間配当の 効力発生日	平成 年 月 日	決算確 定の日	平成 年 月 日		41					
					42					
					43					
					44					
					45					
					46					
					47					
					48					
					49					
					50					
					51					
					52					
					53					
					54					
					55					
					56					
					57					
					58					
					59					
					60					
					61					
					62					
					63					
					64					
					65					
					66					
					67					
					68					
					69					
					70					
					71					
					72					
					73					
					74					
					75					
					76					
					77					
					78					
					79					
					80					
					81					
					82					
					83					
					84					
					85					
					86					
					87					
					88					
					89					
					90					
					91					
					92					
					93					
					94					
					95					
					96					
					97					
					98					
					99					
					100					

税理士  
署名押印

銀行 支店 預金 郵便局  
口座番号 貯金記号番号 (郵便貯金振込みの場合)

税務署処理欄

別表一) 普通法人(特定の医療法人を除く。)及び人格のない社団等の分... 平十六・四・一以後終了事業年度分